

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p><b>総則-8</b>                      総則                      第2章 積算基準                      第1節 積算基準                      1-1 技術者の職種区分                      (2) 地質調査業務に係る技術者</p>	<p>(2) 地質調査業務に係る技術者                      職種区分定義                      (令和6年4月30日まで適用) ㊦                      ① 地質調査技師：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における作業を指揮、指導する技術者で、現場責任者、現場代理人等をいう。㊦                      ② 主任地質調査員：高度な技術的判定を含まない単純なボーリング作業の現場における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。㊦                      ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う者をいう。㊦                      (令和6年5月1日以降適用) ㊦                      ① 地質調査技師：ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。㊦                      ② 主任地質調査員：ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。㊦                      ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。㊦</p>	<p>(2) 地質調査業務に係る技術者                      職種区分定義                      削除 ① 地質調査技師：ボーリング作業の現場等における作業を指揮、指導する技術者をいう。㊦                      ② 主任地質調査員：ボーリング作業の現場等における機械、計器、試験器等の操作及び観測、測定等を行う技術者をいう。㊦                      ③ 地質調査員：ボーリング作業の現場等におけるボーリング機械の組立、解体、運転、保守等を行う技術者をいう。㊦</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p1-1 第1編 測量業務 第1章 測量業務設計基準 [2] 独自基準 1-3 測量業務費</p>	<p>[2] 独自基準。 設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務。 第1章 測量業務積算基準。 第1節 測量業務積算基準。 1-3 測量業務費。 1-3-2 測量業務費構成費目の内容。 1. 測量作業費。 (令和6年5月1日以降適用)。 (2) 間接測量費。 間接測量費については、以下による。 間接測量費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接測量費で積算された以外の費用及び登記記録調査（登記手数料は含まない）、図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子結品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用⑧II/CIII（に関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接測量費は、一般管理費等を合わせて、諸経費として計上する。</p> <p>1-4 測量業務費の積算方法。 1-4-1 測量業務費。 3. 測量調査費。 測量調査費については、以下による。 測量調査費については、「業務委託積算基準（島根県農林水産部・土木部）第3編土木設計業務」による。 「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については、測量調査費として計上するものとする。 なお、測量調査についての運用は、別表第2による。</p>	<p>[2] 独自基準。 設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務。 第1章 測量業務積算基準。 第1節 測量業務積算基準。 (削除) 1-4 測量業務費の積算方法。 1-4-1 測量業務費。 3. 測量調査費。 測量調査費については、以下による。 測量調査費については、「業務委託積算基準（島根県農林水産部・土木部）第3編土木設計業務」による。 「3次元ベクトルデータ作成」及び「3次元設計周辺データ作成」については、測量調査費として計上するものとする。 なお、測量調査についての運用は、別表第2による。</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p1-3 第1編 測量業務 第2章 測量業務標準歩掛 [2] 運用基準 [3] 独自基準</p>	<p style="text-align: center;">第2章 測量業務標準歩掛</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 測量業務標準歩掛／第1節 共通 ～ 第12節 機械経費等 及び</p> <p>設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第2編 測量業務</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 測量業務標準歩掛(参考資料)／第1節 基準点測量</p> <p style="padding-left: 4em;">～ 第7節 測量業務標準歩掛における機械経費等の構成 による。</p> <p>[2] 運用基準</p> <p style="padding-left: 2em;">なし</p> <p>[3] 独自基準</p> <p style="padding-left: 2em;">なし</p>	<p style="text-align: center;">第2章 測量業務標準歩掛</p> <p>[1] 適用基準</p> <p>設計業務等標準積算基準書 第1編 測量業務</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 測量業務標準歩掛／第1節 共通 ～ 第12節 機械経費等 及び</p> <p>設計業務等標準積算基準書(参考資料) 第2編 測量業務</p> <p style="padding-left: 2em;">第2章 測量業務標準歩掛(参考資料)／第1節 基準点測量</p> <p style="padding-left: 4em;">～ 第7節 測量業務標準歩掛における機械経費等の構成 による。</p> <p style="color: red;">→ (削除)</p> <p>[2] 独自基準</p> <p style="padding-left: 2em;">なし</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																				
<p><b>p2-1</b>                      第2編 地質調査                      第1章 地質調査積算基準                      [2]独自基準                      1-2 地質調査業務費</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[2] 独自基準                              (令和6年4月30日まで適用)                              なし</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>設計業務等標準積算基準書 第2編 地質調査業務</p> <p>第1章 地質調査積算基準／ 第1節 地質調査積算基準</p> <p>1-2 地質調査業務費                              1-2-2 地質調査業務費構成項目の内容                              (1) 一般調査業務費                              「高度な技術的判断を含まない単純な地質調査である」を「当該地質調査に必要な費用である」に読み替える。</p> <p>1) 純調査費                              (ハ) 業務管理費                              業務管理費については、以下による。                              業務管理費は、純調査費のうち、直接調査費、間接調査費以外の経費であり、土質試験等の専門調査業に外注する場合に必要な経費、業務実績の登録等に要する費用、事務職員の人件費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用を含む。                              なお業務管理費は、一般管理費等と合わせて諸経費として計上する。                              また、業務管理費は諸経費算定の対象額としない。</p> <p style="text-align: center;">2-1</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>1-3 地質調査業務の積算方法                              別表第1 (1) 諸経費率標準値</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>対 象 額</th> <th>100万円以上</th> <th colspan="2">100万円を超え3000万円以下</th> <th>3000万円を超えるもの</th> </tr> <tr> <th>適用区分等</th> <th>下記の率とする</th> <th colspan="2">(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。</th> <th>下記の率とする</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <th>A</th> <th>b</th> <td></td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>岸又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091</td> <td>60.6%</td> </tr> </tbody> </table> </div>	対 象 額	100万円以上	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの	適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする			A	b		岸又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 20px;"> <p>[2] 独自基準                              なし</p> </div> <div style="border: 2px dashed red; width: 100%; height: 100%; margin-top: 20px;"></div>
対 象 額	100万円以上	100万円を超え3000万円以下		3000万円を超えるもの																		
適用区分等	下記の率とする	(2)の算定式により求められた率とする。ただし、変数値は下記による。		下記の率とする																		
		A	b																			
岸又は変数値	82.5%	290.2	-0.091	60.6%																		

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p><b>p2-11</b>                      第2編 地質調査                      第2章 地質調査標準歩掛                      第5節 地すべり調査                      5-8-3 ボーリング保孔管設置</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>5-8-3 ボーリング保孔管設置                              土木工事標準積算基準書第Ⅲ編第4章地すべり防止工の①-3地すべり防止工（集排水ボーリング工）の「保孔管」による。</p> </div> <div style="text-align: center; color: red;"> <p>→ 記載ページ の変更</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>5-8-3 ボーリング保孔管設置                              土木工事標準積算基準書第Ⅲ編第4章地すべり防止工の①-2地すべり防止工（集排水ボーリング工）の「保孔管」による。</p> </div>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p><b>p3-1</b>                      第3編 土木設計業務                      第1章 土木設計業務積算基準                      [2] 独自基準                      1-2 業務委託料</p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>設計業務等標準積算基準書 第3編 土木設計業務</p> <p>第1章 土木設計業務等積算基準</p> <p>第1節 土木設計業務等積算基準</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1-2 業務委託料</p> <p>2. 業務委託料構成費目の内容</p> <p>ロ 間接原価</p> <p>（令和6年5月1日以降適用）</p> <p>イ 間接原価</p> <p>間接原価については、以下による。</p> <p>当該業務担当部署の事務職員の人件費および福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）とする。</p> </div> <p>1-3 業務委託料の積算</p> <p>1. 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>ロ 各構成要素の算定</p> <p>（ロ）直接経費</p> <p>直接経費については、以下による。</p> <p>直接経費は、1-2の2.イ（ロ）の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3旅費交通費」による。</p> <p>1-4 設計変更の積算</p> <p>設計変更の積算については、以下による。</p> <p>「業務委託積算基準総則第2章第1節1-9設計変更の積算方法」による。</p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>設計業務等標準積算基準書 第3編 土木設計業務</p> <p>第1章 土木設計業務等積算基準</p> <p>第1節 土木設計業務等積算基準</p> <p style="text-align: center;"><b>（削除）</b></p> <p>1-3 業務委託料の積算</p> <p>1. 建設コンサルタントに委託する場合</p> <p>ロ 各構成要素の算定</p> <p>（ロ）直接経費</p> <p>直接経費については、以下による。</p> <p>直接経費は、1-2の2.イ（ロ）の各項目について必要額を積算するものとし、旅費交通費については、「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3旅費交通費」による。</p> <p>1-4 設計変更の積算</p> <p>設計変更の積算については、以下による。</p> <p>「業務委託積算基準総則第2章第1節1-9設計変更の積算方法」による。</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p><b>p4-1</b> 第4編 調査、計画 第1章 調査、計画標準歩掛 〔2〕独自基準 第2節 洪水痕跡調査業務 2-3 業務費構成費目の内容</p>	<p>[2] 独自基準。 設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務。 第1章 調査、計画標準歩掛。 第2節 洪水痕跡調査業務。 2-3 業務費構成費目の内容。 (1) 直接調査費。 4) 直接経費。 ①旅費交通費。 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。   <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">(令和6年5月1日以降適用)。 (2) 間接調査費。 間接調査費については、以下による。 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及び図面トレース等の専門業に外注する場合に必要な間接的な経費、業務実績の登録等に要する費用、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。 なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</span></p>	<p>[2] 独自基準。 設計業務等標準積算基準書 第4編 調査、計画業務。 第1章 調査、計画標準歩掛。 第2節 洪水痕跡調査業務。 2-3 業務費構成費目の内容。 (1) 直接調査費。 4) 直接経費。 ①旅費交通費。 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。   <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">(削除)</span>   <b>第3節 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)</b> 3-1 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務積算基準。 3-1-2 河川水辺環境調査(河川空間利用実態調査)業務委託料の積算及び構成。 第1編第1章測量業務積算基準を「業務委託積算基準第1編第1章測量業務積算基準」に読み替える。</p>
<p>第5節 水文観測業務 5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)</p>	<p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)。 5-1-3 価格構成費目の内容。 (1) 直接調査費。 2) 直接経費。 ①旅費交通費。 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。   <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">(令和6年5月1日以降適用)。 (2) 間接調査費。 間接調査費については、以下による。 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費用で、直接調査費で積算された以外の費用及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて諸経費として計上する。</span></p>	<p>5-1 水文観測所保守点検業務積算基準(案)。 5-1-3 価格構成費目の内容。 (1) 直接調査費。 2) 直接経費。 ①旅費交通費。 旅費交通費については、以下による。 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3旅費交通費」による。   <span style="border: 2px solid red; padding: 2px;">(削除)</span></p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p4-2 第4編 調査、計画 第1章 調査、計画標準歩掛 [2] 独自基準 第5節 水文観測業務 5-4 水文資料整理業務積算基準(案)</p>	<p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)ⓘ 5-4-3 価格構成費目の内容ⓘ (1) 直接調査費ⓘ 2) 直接経費ⓘ ① 旅費交通費ⓘ 旅費交通費については、以下による。ⓘ 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3 旅費交通費」による。ⓘ</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>(令和6年5月1日以降適用) ⓘ (2) 間接調査費ⓘ 間接調査費については、以下による。ⓘ 間接調査費は、動力用水光熱費、その他の費目で、直接調査費で積算された以外の費目及びオンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIM/CIMに関するライセンス費用を含む）、熱中症対策費用である。ⓘ なお、間接調査費は一般管理費等を合わせて経費として計上する。ⓘ</p> </div>	<p>5-4 水文資料整理業務積算基準(案)ⓘ 5-4-3 価格構成費目の内容ⓘ (1) 直接調査費ⓘ 2) 直接経費ⓘ ① 旅費交通費ⓘ 旅費交通費については、以下による。ⓘ 「業務委託積算基準総則第2章第1節積1-3 旅費交通費」による。ⓘ</p> <p style="color: red;">→ (削除)</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p><b>p6-1</b> 第6編 用地調査 第1章 用地調査等業務 [適用基準]</p> <p>[独自基準] 第3 業務費の内容及び積算</p> <p>第5 権利調査</p> <p>第9 移転工法案の検討</p>	<p>[1] 適用基準</p> <p>用地調査等業務費積算基準 <u>(案)</u> → (案)を削除</p> <p>第1 適用範囲 ～ 第15 地盤変動影響調査等による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>第3 業務費の内容及び積算</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>1 直接原価 (1) 直接人件費 イ</p> <p>以下に読み替える。</p> <p>直接人件費は、用地調査等業務に従事する技術者の人件費で、その基準日額は原則として「業務委託積算基準総則第2章第1節1-5技術者単価」を適用する。</p> <p>ただし、これによりがたい特別な事情がある場合には、その理由を明確にして、別途の基準単価を使用することができるものとする。</p> </div> <p>1 直接原価 (2) 直接経費 ロ 旅費交通費</p> <p>以下に読み替える。</p> <p>旅費交通費の積算は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-3 旅費交通費」を適用する。</p> <p>5 履行期間の算定 (2) 不稼働係数</p> <p>以下に読み替える。</p> <p>不稼働係数は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-2 (1) 不稼働係数」を適用する。</p> <p>7 設計等における数値の扱い (2) 端数処理 ト 業務価格の端数処理</p> <p>以下に読み替える。</p> <p>「業務委託積算基準総則第1章第2節2-2 (10) 業務価格」を適用する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第5 権利調査</p> <p>3 土地利用履歴等調査 (2) 法令関係資料の調査 表5-4 注</p> <p>以下に読み替える。</p> <p>変化率の積算は、「業務委託積算基準第1編測量業務」を適用する。</p> </div> <p>第9 移転工法の検討</p> <p>7 照応建物の詳細設計等</p> <p>(1) 図面作成枚数 表9-10</p> <p>注に以下を追記する。</p> <p style="color: red;">移転工法 → 移転工法案に記載変更</p>	<p>[1] 適用基準</p> <p>用地調査等業務費積算基準</p> <p>第1 適用範囲 ～ 第15 地盤変動影響調査等による。</p> <p>[2] 独自基準</p> <p>第3 業務費の内容及び積算</p> <p>5 (削除) 履行期間の算定 (2) 不稼働係数</p> <p>以下に読み替える。</p> <p>不稼働係数は「業務委託積算基準総則第2章第1節1-2 (1) 不稼働係数」を適用する。</p> <p>7 設計等における数値の扱い (2) 端数処理 ト 業務価格の端数処理</p> <p>以下に読み替える。</p> <p>「業務委託積算基準総則第1章第2節2-2 (10) 業務価格」を適用する。</p> <p>(削除)</p> <p>第9 移転工法案の検討</p> <p>7 照応建物の詳細設計等</p> <p>(1) 図面作成枚数 表9-10</p> <p>注に以下を追記する。</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p><b>p8-1</b>                      第8編 港湾・漁港漁場整備                      第8-1編 港湾                      第3部 その他の積算基準                      第1編 設計等業務                      1節 計画・開発・調査等業務                      2. 積算価格の内訳</p>	<p>(追記)</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2-6 定期点検診断業務における長寿命化計画書更新費の算定                          定期点検診断業務における長寿命化計画書更新費の算定については、以下による                          ・島根県港湾施設定期点検診断業務積算要領/5.長寿命化計画書更新費</p> </div>
<p><b>p8-2</b>                      第2編 測量・調査等業務                      1節 測量業務                      2. 積算価格の内訳</p>	<p>(追記)</p>	<div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>2-4 定期点検診断業務における現地調査費の算定                          定期点検診断業務における現地調査費の算定については、以下による                          ・島根県港湾施設定期点検診断業務積算要領/4.現地調査費</p> </div>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																
<p><b>p8-5</b>                      第8編 港湾・漁港漁場整備                      第8-1編 港湾                      第3部 その他の積算基準                      第3編 土質調査業務                      1節 土質調査業務                      2. 積算価格の内訳</p>	<p>2-4 諸経費                      （令和6年4月30日まで適用）                      ・港湾土木請負工事積算基準/第3部/第3編/1節/2-4諸経費/別表第1                      （令和6年5月1日以降適用）</p> <p style="text-align: center;">別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">直接調査費 +間接調査費</th> <th style="width: 15%;">100万円以下</th> <th style="width: 15%;">100万円を超え3,000万円以下</th> <th style="width: 15%;">3,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の半とする。</td> <td>算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の半とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: left;">A      b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>90.991      60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、                      Z：諸経费率（単位：％）                      Y：直接調査費+間接調査費（単位：円）                      A、b：変数値</p> <p>注）1. 諸経费率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。                      2. 「国土情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の半とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の半とする。			A      b		率又は変数値	82.5%	290.2	90.991      60.6%	<div style="border: 2px dashed red; width: 80%; margin: auto; padding: 20px;"> <p style="color: red; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">全削除</p> </div>
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの															
適用区分等	下記の半とする。	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の半とする。															
		A      b																
率又は変数値	82.5%	290.2	90.991      60.6%															

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																
<p><b>p8-9</b>                      第8編 港湾・漁港漁場整備                      第8-2編 漁港漁場整備                      第2部 漁港漁場関係事業調査設計・測量業務等の積算基準</p> <p>第3編 土質調査業務                      1節 土質調査業務                      2. 積算価格の内訳</p>	<p>2-4 諸経費<sup>※</sup>                      〈令和6年4月30日まで適用〉<sup>※</sup>                      ・漁港漁場関係工事積算基準/第2部/第3編/1節/2-4諸経費/別表第1<sup>※</sup></p> <p>〈令和6年5月1日以降適用〉<sup>※</sup></p> <p style="text-align: center;">別表第1</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">直接調査費 +間接調査費</th> <th style="width: 20%;">100万円以下</th> <th style="width: 20%;">100万円を超え3,000万円以下</th> <th style="width: 20%;">3,000万円 を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用区分等</td> <td>下記の率とする。 ※</td> <td>算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。</td> <td>下記の率とする。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>A                      b</td> <td></td> </tr> <tr> <td>率又は変数値</td> <td>82.5%</td> <td>290.2</td> <td>-0.091                      60.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>対象額が100万円を超え3,000万円以下の場合の算定式</p> $Z = A \cdot Y^b$ <p>ただし、                      Z：諸経费率（単位：％）                      Y：直接調査費+間接調査費（単位：円）                      A、b：変数値</p> <p>注）1. 諸経费率（Z）の値は、小数2位を四捨五入して小数1位止めとする。                      2. 「国土地盤情報データベース検定費」は諸経費の対象としない。</p>	直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの	適用区分等	下記の率とする。 ※	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。			A                      b		率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091                      60.6%	<div style="border: 2px dashed red; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <span style="position: absolute; top: 50%; left: 50%; transform: translate(-50%, -50%); color: red; font-weight: bold;">全削除</span> </div>
直接調査費 +間接調査費	100万円以下	100万円を超え3,000万円以下	3,000万円 を超えるもの															
適用区分等	下記の率とする。 ※	算定式により算出された率とする。 ただし、変数値は下記による。	下記の率とする。															
		A                      b																
率又は変数値	82.5%	290.2	-0.091                      60.6%															

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p9-1 第9編 空港 第1章 空港 〔2〕独自基準 第2節 設計業務</p>	<p>第2節 設計業務</p> <p>「空港請負工事積算基準第2部設計業務等積算基準」による。</p> <p>ただし、以下については、読み替えて適用するものとする。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>第2節 業務委託料</p> <p>2-2 業務委託料構成費目の内容</p> <p>(2) その他原価</p> <p>(令和6年5月1日以降適用)</p> <p>1) 間接原価</p> <p>間接原価については、以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、オンライン電子納品に要する費用、情報共有システムに要する費用（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用（BIW/CIWに関するライセンス費用を含む）とする。</li> </ul> </div>	<p>第2節 設計業務</p> <p>「空港請負工事積算基準第2部設計業務等積算基準」による。</p> <p>ただし、以下については、読み替えて適用するものとする。</p> <p style="text-align: right; color: red;">→ (削除)</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p10-7 第10編 農業農村整備 第4章 設計 〔2〕独自基準 第1節 設計業務積算基準</p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>第1節 設計業務積算基準</p> <p>第1項 適用範囲 この積算基準は、農業農村整備事業等に係る設計業務及び施設機械整備工事の設計業務について適用する。</p> <p>第3項 設計業務費構成費目の内容</p> <p>3-2 その他原価 (令和6年5月1日以降適用) その他原価は、間接原価及び直接経費（積上計上するものを除く）で構成する。 なお、特殊な技術計算、図面作成等を専門業者に外注する場合に必要な経費を含むものである。</p> <p>(1) 間接原価 間接原価は、業務処理に必要な経費のうち直接原価以外の経費で、当該業務担当部署の事務職員の人件費及び福利厚生費、水道光熱費等の経費、情報共有システムに要する経費（登録料及び利用料）、PC等の標準的なOA機器費用である。</p>	<p>[2] 独自基準</p> <p>第1節 設計業務積算基準</p> <p>第1項 適用範囲 この積算基準は、農業農村整備事業等に係る設計業務及び施設機械整備工事の設計業務について適用する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p><b>p11-5</b> 第11編 森林整備 第2章 地質調査業務 [1] 適用基準</p>	<p>第2章 地質調査標準歩掛等</p> <p>第5 地すべり調査</p> <p>5-1 適用範囲と作業内容</p> <p>5-4 地下水調査</p> <p>5-4-3 間隙水圧調査 ～ 5-4-7 水質分析</p> <p>5-5 解析</p>	<p>第2章 地質調査標準歩掛等</p> <p>第5 地すべり調査</p> <p>5-1 適用範囲と作業内容</p> <p>5-4 地下水調査</p> <p>5-4-4 間隙水圧調査 ～ 5-4-7 水質分析</p> <p>5-5 解析</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p11-7 第11編 森林整備 第2章 地質調査業務 [2] 独自基準</p>	<p>5-4 地下水調査<sup>4</sup></p> <p>5-4-1 地下水位測定<sup>4</sup> 「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>4</sup></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>5-4-2 地下水位測定(携帯用触針水位計)<sup>4</sup> 「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>4</sup></p> </div> <p>5-7 報告書作成 ～ 5-9 電子成果品作成費<sup>4</sup> 「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>4</sup></p> <p>第6 土質調査(海岸)<sup>4</sup></p> <p>6-3 位置測量<sup>4</sup> 注釈を以下に読み替える。<sup>4</sup> (注) 陸上測量は、「業務委託基準第1編第2章」基準点測量及び「業務委託基準第11編第3章」7-3山腹工測量を適用する。<sup>4</sup></p>	<p>5-4 地下水調査<sup>4</sup></p> <p>5-4-1 地下水位測定<sup>4</sup> <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">～ 5-4-3 地下水位測定(携帯用触針水位計)<sup>4</sup></span> 「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>4</sup></p> <p>5-7 報告書作成 ～ 5-9 電子成果品作成費等<sup>4</sup> 「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>4</sup> <span style="color: red;">追記</span></p> <p>第6 土質調査(海岸)<sup>4</sup></p> <p>6-3 位置測量<sup>4</sup> 1 測量の注釈を以下に読み替える。<sup>4</sup> (注) 陸上測量は、「業務委託基準第1編第2章」基準点測量及び「業務委託基準第11編第3章」7-3山腹工測量を適用する。<sup>4</sup></p> <div style="border: 1px solid red; padding: 2px;"> <p>6-5 ボーリング<sup>4</sup> 6-5-3 陸上ボーリング<sup>4</sup></p> </div>

表記変更

次のページから移行

11-7

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p><b>p11-8</b> 第11編 森林整備 第2章 地質調査業務 [2] 独自基準</p>	<p>6-5 ボーリング<sup>※</sup></p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">6-5-3 陸上ボーリング<sup>※</sup></p> <p style="font-size: small;">「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>※</sup></p> <p>6-6 原位置試験及び乱れの少ない試料採取<sup>※</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">6-6-2 原位置試験及び乱れの少ない試料採取(陸上施工)<sup>※</sup></p> <p style="font-size: small;">「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>※</sup></p> <p>6-8 成果<sup>※</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">6-8-1 報告書作成<sup>※</sup></p> <p style="font-size: small;">「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>※</sup></p> <p style="border: 1px solid red; padding: 2px;">6-8-2 電子成果品<sup>※</sup></p> <p style="font-size: small;">「業務委託積算基準第2編第2章」による。<sup>※</sup></p>	<p style="text-align: right; font-size: small;">「業務委託積算基準第2編第2章 機械ボーリング(土質ボーリング・岩盤ボーリング)」による。<sup>※</sup></p> <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">追記</p> <p>6-6 原位置試験及び乱れの少ない試料採取<sup>※</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">6-6-2 原位置試験及び乱れの少ない試料採取(陸上施工)<sup>※</sup></p> <p style="font-size: small;">「業務委託積算基準第2編第2章 機械ボーリング(土質ボーリング・岩盤ボーリング)」による。<sup>※</sup></p> <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">追記</p> <p>6-8 成果<sup>※</sup></p> <p style="padding-left: 20px;">6-8-1 報告書作成<sup>※</sup> ~ 6-8-2 電子成果品<sup>※</sup></p> <p style="font-size: small;">「業務委託積算基準第2編第2章 機械ボーリング(土質ボーリング・岩盤ボーリング)」による。<sup>※</sup></p> <p style="text-align: right; color: red; font-weight: bold;">追記</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p11-9 第11編 森林整備 第3章 測量業務 [1] 適用基準</p>	<p>第2章 測量業務標準歩掛</p> <p>第4 路線測量</p> <p>4-6 仮BM設置測量</p> <p>4-10 一車線林道測量</p> <p>4-10-1 一車線林道 計画・準備</p> <p style="padding-left: 20px;">～ 4-10-7 一車線林道 保安林調査</p> <p>4-11 伐開</p> <p>第5 用地測量</p> <p>5-3 保安林調査</p> <p>5-4 土壌汚染対策調査</p> <p><b>第7 治山事業測量</b></p> <p>第10 深淺測量</p> <p>第11 汀線測量</p> <p>第12 環境生物調査</p>	<p>第2章 測量業務標準歩掛</p> <p>第4 路線測量</p> <p>4-6 仮BM設置測量</p> <p>4-10 一車線林道測量</p> <p>4-10-1 一車線林道 計画・準備</p> <p style="padding-left: 20px;">～ 4-10-7 一車線林道 保安林調査</p> <p>4-11 伐開</p> <p>第5 用地測量</p> <p>5-3 保安林調査</p> <p>5-4 土壌汚染対策調査</p> <p><b>第7 山地治山等測量</b></p> <p>第10 深淺測量</p> <p>第11 汀線測量</p> <p>第12 環境生物調査</p>

表記変更

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																	
<p><b>p11-10</b> 第11編 森林整備 第3章 測量業務 [2] 独自基準</p>	<p>1-3-4 技術管理費の積算</p> <p>「業務委託積算基準第1編第1章」による。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>以下を追記する。</p> <p>精度管理費係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">測量作業種別</th> <th style="width: 70%;">精度管理係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応用測量</td> <td> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">溪間工測量</td> <td style="width: 50%;">0.10</td> </tr> <tr> <td>山腹工測量</td> <td>0.05</td> </tr> </table> </td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 8. 一車線林道測量 一車線林道測量の計画準備、横断測量及び土質区分その他調査は、精度管理費係数の対象としない。</p> <p>9. 溪間工測量 溪間工測量の踏査選点、簡易中心線測量、簡易縦断測量、簡易横断測量及び平面図作成は、精度管理費係数の対象としない。</p> <p>10. 山腹工測量 山腹工測量の踏査選点、簡易山腹平面測量、簡易山腹縦断測量、簡易山腹横断測量及び平面図作成は、精度管理費係数の対象としない。</p> </div> <p>1-3-5 電子成果品作成費</p> <p>「業務委託積算基準第1編第1章」による。</p> <p>1-4 適用に当たっての留意事項</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>「業務委託積算基準第11編第3章[1] 適用基準」にある工程に適用する。</p> </div>	測量作業種別	精度管理係数	応用測量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">溪間工測量</td> <td style="width: 50%;">0.10</td> </tr> <tr> <td>山腹工測量</td> <td>0.05</td> </tr> </table>	溪間工測量	0.10	山腹工測量	0.05	<p>1-3-4 技術管理費の積算</p> <p>「業務委託積算基準第1編第1章」による。</p> <p>表-1に以下を追記する。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>表-1 精度管理費係数</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">測量作業種別</th> <th style="width: 70%;">精度管理係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">応用測量</td> <td>一車線林道測量</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>溪間工測量</td> <td>0.10</td> </tr> <tr> <td>山腹工測量</td> <td>0.05</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>注釈に以下を追記する。</p> <p>(注) 8. 一車線林道測量の計画準備、横断測量及び土質区分その他調査は、精度管理費係数の対象としない。</p> <p>9. 溪間工測量の踏査選点、簡易中心線測量、簡易縦断測量、簡易横断測量及び平面図作成は、精度管理費係数の対象としない。</p> <p>10. 山腹工測量の踏査選点、簡易山腹平面測量、簡易山腹縦断測量、簡易山腹横断測量及び平面図作成は、精度管理費係数の対象としない。</p> <p>1-3-5 電子成果品作成費</p> <p>「業務委託積算基準第1編第1章」による。</p> <p>1-4 適用に当たっての留意事項</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>2を以下に読み替える。</p> <p>2 「業務委託積算基準第11編第3章[1] 適用基準」にある工程における、外業に係る業務について、自動車下車地点から測量現場までの徒歩区間が30分を超えて1時間未満の場合は、外業に係る歩掛を10%（更に30分増すごとに10%）増すことができるものとする。</p> </div>	測量作業種別	精度管理係数	応用測量	一車線林道測量	0.10	溪間工測量	0.10	山腹工測量	0.05
測量作業種別	精度管理係数																		
応用測量	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">溪間工測量</td> <td style="width: 50%;">0.10</td> </tr> <tr> <td>山腹工測量</td> <td>0.05</td> </tr> </table>	溪間工測量	0.10	山腹工測量	0.05														
溪間工測量	0.10																		
山腹工測量	0.05																		
測量作業種別	精度管理係数																		
応用測量	一車線林道測量	0.10																	
	溪間工測量	0.10																	
	山腹工測量	0.05																	

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																														
<p><b>p11-11</b> 第11編 森林整備 第3章 測量業務 [2] 独自基準</p>	<p>第2 基準点測量 ◦  <span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">2-1 基準点測量 ～ 2-4 打合せ協議 ◦</span>  <small>「業務委託積算基準第1編第2章」による。◦</small></p> <p>第3 水準測量 ◦  <small>「業務委託積算基準第1編第2章」による。◦</small></p> <p>第4 路線測量 ◦            4-1 作業計画                ～ 4-5 中心線測量(クロノイド曲線1箇所、測点間隔20m) ◦  <small>「業務委託積算基準第1編第2章」による。◦</small></p> <p><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4-7 縦断測量 ◦</span>                ～ 4-9 路線測量作業の変化率 ◦  <small>「業務委託積算基準第1編第2章」による。◦</small></p>	<p>第2 基準点測量 ◦  <small>(削除) 「業務委託積算基準第1編第2章」による。◦</small></p> <p>第3 水準測量 ◦  <small>「業務委託積算基準第1編第2章」による。◦</small></p> <p>第4 路線測量 ◦            4-1 作業計画                ～ 4-5 中心線測量(クロノイド曲線1箇所、測点間隔20m) ◦  <small>「業務委託積算基準第1編第2章」による。◦</small></p> <p><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4-7 縦断測量 ～ 4-9 路線測量作業の変化率 ◦</span>  <small>「業務委託積算基準第1編第2章」による。◦</small></p> <p style="text-align: center;">地形・地物による補正值 (%) ◦</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="border: none;"></th> <th style="border: none;">地形</th> <th style="border: none;">平地</th> <th style="border: none;">丘陵地</th> <th style="border: none;">低山地</th> <th style="border: none;">高山地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="border: none;">地物</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">平地</td> <td style="border: none;">丘陵地</td> <td style="border: none;">低山地</td> <td style="border: none;">高山地</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">耕地</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">-35</td> <td style="border: none;">-30</td> <td style="border: none;">-25</td> <td style="border: none;">-</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">原野</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">-25</td> <td style="border: none;">-20</td> <td style="border: none;">-10</td> <td style="border: none;">-5</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">森林</td> <td style="border: none;"></td> <td style="border: none;">-20</td> <td style="border: none;">-10</td> <td style="border: none;">0</td> <td style="border: none;">+5</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: small;">(注) 1 地形地物が混在する場合は延長を「重み」とした重量平均値を用いる。(小数点以下3位四捨五入2位止) ◦            2 地形・地物区分は「4-10-8 歩掛の補正(1)地域区分」による。◦</p> <p><span style="border: 1px solid red; padding: 2px;">4-10-9 歩掛の補正 ◦</span>  <small>補正の方法 積算歩掛=標準歩掛×(1+変化率の和) ◦</small></p>		地形	平地	丘陵地	低山地	高山地	地物		平地	丘陵地	低山地	高山地	耕地		-35	-30	-25	-	原野		-25	-20	-10	-5	森林		-20	-10	0	+5
	地形	平地	丘陵地	低山地	高山地																											
地物		平地	丘陵地	低山地	高山地																											
耕地		-35	-30	-25	-																											
原野		-25	-20	-10	-5																											
森林		-20	-10	0	+5																											

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p11-12 第11編 森林整備 第3章 測量業務 [2] 独自基準</p>	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p>4-10-9 歩掛の補正</p> </div> <p>補正の方法 積算歩掛 = 標準歩掛 × (1 + 変化率の和)</p> <p>(注) 以下の歩掛には適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画・準備</li> <li>簡易横断幅杭設置</li> <li>保安林調査</li> <li>伐開</li> </ul>	<p>(注) 以下の歩掛には適用しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>計画・準備</li> <li>簡易横断幅杭設置</li> <li>保安林調査</li> <li>伐開</li> </ul>

前のページへ移行



## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p11-17 第11編 森林整備 第3章 測量業務 [2] 独自基準</p>	<p><b>第7 治山事業測量</b> ←</p> <p style="text-align: center; color: red;">表記変更 →</p> <p>7-2 溪間工測量</p> <p>7-2-3 溪間工測量歩掛 2 中心線測量</p> <p>— 以下を追記する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(注) 3 成果品は平面図とし、縮尺1/1,000を標準とする。</p> <p>7-2-4 簡易溪間工測量歩掛(参考歩掛) 2 簡易中心線測量</p> <p>— 以下を追記する。</p> <p style="padding-left: 20px;">(注) 4 成果品は平面図とし、縮尺1/1,000を標準とする。</p> <p>7-2-6 設計書の例 溪間工測量業務</p>	<p><b>第7 山地治山等測量</b></p> <p>7-2 溪間工測量</p> <p>7-2-3 溪間工測量歩掛 2 中心線測量</p> <p>注釈に以下を追記する。</p> <p style="color: red;">追記 (注) 3 成果品は平面図とし、縮尺1/1,000を標準とする。</p> <p>7-2-4 簡易溪間工測量歩掛(参考歩掛) 2 簡易中心線測量</p> <p>注釈に以下を追記する。</p> <p style="color: red;">追記 (注) 4 成果品は平面図とし、縮尺1/1,000を標準とする。</p> <p>7-2-6 設計書の例 溪間工測量業務</p>

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）
<p>p11-21 第11編 森林整備 第4章 設計業務 [1] 適用基準</p>	<p>[1] 適用基準</p> <p>治山林道必携(調査・測量・設計編)</p> <p>1 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領</p> <p>第4部 設計業務</p> <p>第1章 設計業務積算基準</p> <p>1-1 適用範囲 ～ 1-2 業務委託料</p> <p>1-5 適用に当たっての留意事項</p> <p>第3章 設計業務標準歩掛</p> <p>第2 溪間工設計</p> <p>2-2 治山ダム設計B ～ 2-4 流路工</p> <p>第3 山腹工設計</p> <p>第4 防潮工設計</p> <p>第5 林道設計</p> <p>5-3 一車線林道設計</p>	<p>[1] 適用基準</p> <p>治山林道必携(調査・測量・設計編)</p> <p>1 森林整備保全事業の調査、測量、設計及び計画業務に係る積算要領</p> <p>第4部 設計業務</p> <p>第1章 設計業務積算基準</p> <p>1-1 適用範囲 ～ 1-2 業務委託料</p> <p>1-5 適用に当たっての留意事項</p> <p>第3章 設計業務標準歩掛</p> <p>第2 溪間工設計</p> <p>2-2 治山ダム設計B ～ 2-4 流路工</p> <p>第3 山腹工設計</p> <p>3-1 山腹工設計歩掛 1 設計計画～3 基本事項検討 5 設計説明書作成</p> <p>第4 防潮工設計</p> <p>第5 林道設計</p> <p>5-3 一車線林道設計</p>

令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																																																										
<p>p11-24 第11編 森林整備 第4章 設計業務 [2] 独自基準</p>	<p>第3 山腹工設計 3-1 山腹工設計歩掛3-1 6 設計書の例(山腹工設計)</p> <p>設計書の例(山腹工設計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>直接人件費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計計画(山腹工設計)</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>現地調査(山腹工設計)</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>基本事項検討(山腹工設計)</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施設設計等(山腹工設計)</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計書取組作成(山腹工設計)</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>打合せ協議</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>旅費交通費</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>電子成果品作成費</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接費(仕上げ分)計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務原価計</td> <td>その他原価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務原価計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>設計費計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設設計等について、設計計画～基本事項検討の結果、本歩掛対象工種に加えて別途計上となる工種の施設設計も必要となる場合は、別途計上となる工種の施設設計を追加すること。</p>	費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要	設計業務費											直接費											直接人件費											設計計画(山腹工設計)		件								現地調査(山腹工設計)		件								基本事項検討(山腹工設計)		件								施設設計等(山腹工設計)		件								設計書取組作成(山腹工設計)		件								打合せ協議		件						直接費											旅費交通費		式								電子成果品作成費		式							直接費(仕上げ分)計										業務原価計	その他原価										一般管理費									業務原価計										消費税相当額										設計費計									<p>第3 山腹工設計3-1 山腹工設計歩掛</p> <p>以下に読み替える。 本歩掛は、山腹工の設計に適用する。なお、設計書の対象箇所1箇所を1件とする。4 施設設計等に記載のない工種の設計を行う場合は別途計上する。</p> <p>4 施設設計等</p> <p>以下に読み替える。 (1) 2 現地調査 の工種等による補正に記載の工種(土留工、法枠工等) 治山林道必携(調査・測量・設計編)3-1山腹工設計歩掛 4 施設設計等に記載の歩掛を適用する。 (2) グラウンドアンカー工</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分・職種</th> <th>内外業別</th> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>技師C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設設計・設計図作成</td> <td>内</td> <td>1.0</td> <td>3.0</td> <td>3.0</td> <td>1.5</td> <td>1.5</td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>内</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>内</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（1件：山腹面積0.3ha未満当たり）</p> <p>（注）1. 本歩掛は、1件あたりの山腹面積1.0ha未満に適用し、面積により下記の補正係数を乗じる。 補正係数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>山腹面積</th> <th>0.3ha未満</th> <th>0.3ha以上0.5ha未満</th> <th>0.5ha以上1.0ha未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補正係数</td> <td>1.0</td> <td>1.1</td> <td>1.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 施設設計には、必要な構造物の安定計算を含む。 3. 設計図作成には、平面図、工種配置図等の作成を含む。</p> <p>(3) 補強土工(ロックボルト)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 職種</th> <th>内外業別</th> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>技師C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設設計・設計図作成</td> <td>内</td> <td>1.0</td> <td>2.5</td> <td>2.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>内</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>内</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注釈は、(2)グラウンドアンカー工の(注)1～3に準じる。</p> <p>(4) 落石防止工(落石防護欄)</p> <p>治山林道必携(調査・測量・設計編)第4部設計業務 第3章設計業務標準歩掛 6-3落石防護欄1標準歩掛のうち「設計計算・設計図」「数量計算」「照査」、2歩掛補正を適用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分 職種</th> <th>内外業別</th> <th>主任技師</th> <th>技師A</th> <th>技師B</th> <th>技師C</th> <th>技術員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計計算・設計図</td> <td>内</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>数量計算</td> <td>内</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>照査</td> <td>内</td> <td>1.0</td> <td>0.5</td> <td>1.0</td> <td>1.0</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注釈は6-3落石防護欄の(注)1～5に準じ、以下を追記する。 6. 落石防止工に付随して行う「落石整理工」「撤覆工」「固定工」「根固工」等の設計等を含むものとする。</p> <p>(5) 落石防止工(落石防護欄)</p>	区分・職種	内外業別	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	施設設計・設計図作成	内	1.0	3.0	3.0	1.5	1.5	数量計算	内	0.5	0.5	1.0	1.5		照査	内	0.5	0.5	1.0	1.5		山腹面積	0.3ha未満	0.3ha以上0.5ha未満	0.5ha以上1.0ha未満	補正係数	1.0	1.1	1.2	区分 職種	内外業別	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	施設設計・設計図作成	内	1.0	2.5	2.5	1.0	1.0	数量計算	内	0.5	0.5	1.0	0.5		照査	内	0.5	0.5	1.0	0.5		区分 職種	内外業別	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	設計計算・設計図	内	0.5	1.0	1.5	1.0	0.5	数量計算	内	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5	照査	内	1.0	0.5	1.0	1.0	
費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	摘要																																																																																																																																																																																																																																																																																			
設計業務費																																																																																																																																																																																																																																																																																												
	直接費																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		直接人件費																																																																																																																																																																																																																																																																																										
			設計計画(山腹工設計)		件																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			現地調査(山腹工設計)		件																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			基本事項検討(山腹工設計)		件																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			施設設計等(山腹工設計)		件																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			設計書取組作成(山腹工設計)		件																																																																																																																																																																																																																																																																																							
			打合せ協議		件																																																																																																																																																																																																																																																																																							
	直接費																																																																																																																																																																																																																																																																																											
		旅費交通費		式																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		電子成果品作成費		式																																																																																																																																																																																																																																																																																								
	直接費(仕上げ分)計																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	業務原価計	その他原価																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		一般管理費																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	業務原価計																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	消費税相当額																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	設計費計																																																																																																																																																																																																																																																																																											
区分・職種	内外業別	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員																																																																																																																																																																																																																																																																																						
施設設計・設計図作成	内	1.0	3.0	3.0	1.5	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																						
数量計算	内	0.5	0.5	1.0	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																							
照査	内	0.5	0.5	1.0	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																							
山腹面積	0.3ha未満	0.3ha以上0.5ha未満	0.5ha以上1.0ha未満																																																																																																																																																																																																																																																																																									
補正係数	1.0	1.1	1.2																																																																																																																																																																																																																																																																																									
区分 職種	内外業別	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員																																																																																																																																																																																																																																																																																						
施設設計・設計図作成	内	1.0	2.5	2.5	1.0	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																						
数量計算	内	0.5	0.5	1.0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																							
照査	内	0.5	0.5	1.0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																							
区分 職種	内外業別	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員																																																																																																																																																																																																																																																																																						
設計計算・設計図	内	0.5	1.0	1.5	1.0	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																						
数量計算	内	0.5	0.5	1.0	0.5	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																						
照査	内	1.0	0.5	1.0	1.0																																																																																																																																																																																																																																																																																							

改定

## 令和6年度 業務委託積算基準 対照表

※年度の改定及び軽微な文言の修正については省略します

ページ	令和5年度現行（令和6年9月30日まで適用）	令和6年度改正（令和6年10月1日以降適用）																																																																																																																																																																																																																																																		
<p>p11-25 第11編 森林整備 第4章 設計業務 [2] 独自基準</p>		<div style="text-align: right; margin-bottom: 5px;">（1件：山腹面積 0.3ha 未満当たり）<sup>4)</sup></div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>職種<sup>4)</sup></th> <th>内外<sup>4)</sup> 業別<sup>4)</sup></th> <th>主任技師<sup>4)</sup></th> <th>技師A<sup>4)</sup></th> <th>技師B<sup>4)</sup></th> <th>技師C<sup>4)</sup></th> <th>技術員<sup>4)</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設設計・設計図作成<sup>4)</sup></td> <td></td> <td>内<sup>4)</sup></td> <td>4)</td> <td>0.5<sup>4)</sup></td> <td>1.0<sup>4)</sup></td> <td>1.5<sup>4)</sup></td> <td>2.0<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>数量計算<sup>4)</sup></td> <td></td> <td>内<sup>4)</sup></td> <td>4)</td> <td>4)</td> <td>4)</td> <td>0.5<sup>4)</sup></td> <td>0.5<sup>4)</sup></td> </tr> <tr> <td>照査<sup>4)</sup></td> <td></td> <td>内<sup>4)</sup></td> <td>0.5<sup>4)</sup></td> <td>0.5<sup>4)</sup></td> <td>1.0<sup>4)</sup></td> <td>1.0<sup>4)</sup></td> <td>4)</td> </tr> </tbody> </table> <p>注釈は、（2）グラウンドアンカー工の（注）1～3に準じ、以下を適記する<sup>4)</sup></p> <p>4. 落石防止工に付随して行う「落石整理工」「換覆工」「固定工」「根固工」等の設計等を含むものとする。<sup>4)</sup></p> <p>6 積算上の注意点<sup>4)</sup></p> <p>4 施設設計等（1）の工種と、それ以外の工種を同時に設計する場合、2 現地調査と4 施設設計等（1）における ④工種等による補正 は下記のとおりとする。<sup>4)</sup></p> <p>4（1）の工種を④工種等による補正の区分により a、bとし、それ以外の工種を dとし<sup>4)</sup></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ a 工種または b 工種 + d 工種：補正係数 1.0<sup>4)</sup></li> <li>・ a 工種 + b 工種 + d 工種：補正係数 1.2<sup>4)</sup></li> <li>・ a 工種または b 工種 + 「落石整理工」「換覆工」「固定工」「根固工」等：補正係数 1.2<sup>4)</sup></li> </ul> <p>この場合、「落石整理工」「換覆工」「固定工」「根固工」等の設計等は、4（1）に含むとする。<sup>4)</sup></p> <p>3-1 6 設計書の例(山腹工設計)<sup>4)</sup></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <caption>設計書の例（山腹工設計）<sup>4)</sup></caption> <thead> <tr> <th>費目</th> <th>工種</th> <th>種別</th> <th>細別</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>換算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設計業務費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>直接人件費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計計画（山腹工設計）</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>現地調査（山腹工設計）</td> <td></td> <td>件</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>基本事項検討（山腹工設計）</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>施設設計等（山腹工設計）</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計説明書作成（山腹工設計）</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>打合せ協議</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>直接経費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>旅費交通費</td> <td></td> <td>式</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>電子成果品作成費</td> <td></td> <td>#</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>直接費 (繰上げ分)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>その他原価</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>業務原価計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>一般管理費</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td>業務価格計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>消費税相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設計費計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※施設設計等については、該当工種の施設設計等を追加すること。<sup>4)</sup></p>	区分	職種 <sup>4)</sup>	内外 <sup>4)</sup> 業別 <sup>4)</sup>	主任技師 <sup>4)</sup>	技師A <sup>4)</sup>	技師B <sup>4)</sup>	技師C <sup>4)</sup>	技術員 <sup>4)</sup>	施設設計・設計図作成 <sup>4)</sup>		内 <sup>4)</sup>	4)	0.5 <sup>4)</sup>	1.0 <sup>4)</sup>	1.5 <sup>4)</sup>	2.0 <sup>4)</sup>	数量計算 <sup>4)</sup>		内 <sup>4)</sup>	4)	4)	4)	0.5 <sup>4)</sup>	0.5 <sup>4)</sup>	照査 <sup>4)</sup>		内 <sup>4)</sup>	0.5 <sup>4)</sup>	0.5 <sup>4)</sup>	1.0 <sup>4)</sup>	1.0 <sup>4)</sup>	4)	費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	換算	設計業務費											直接費											直接人件費											設計計画（山腹工設計）										現地調査（山腹工設計）		件								基本事項検討（山腹工設計）		#								施設設計等（山腹工設計）		#								設計説明書作成（山腹工設計）		#								打合せ協議		#							直接経費											旅費交通費		式								電子成果品作成費		#						直接費 (繰上げ分)											その他原価									業務原価計											一般管理費																		業務価格計												消費税相当額								設計費計									
区分	職種 <sup>4)</sup>	内外 <sup>4)</sup> 業別 <sup>4)</sup>	主任技師 <sup>4)</sup>	技師A <sup>4)</sup>	技師B <sup>4)</sup>	技師C <sup>4)</sup>	技術員 <sup>4)</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
施設設計・設計図作成 <sup>4)</sup>		内 <sup>4)</sup>	4)	0.5 <sup>4)</sup>	1.0 <sup>4)</sup>	1.5 <sup>4)</sup>	2.0 <sup>4)</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
数量計算 <sup>4)</sup>		内 <sup>4)</sup>	4)	4)	4)	0.5 <sup>4)</sup>	0.5 <sup>4)</sup>																																																																																																																																																																																																																																													
照査 <sup>4)</sup>		内 <sup>4)</sup>	0.5 <sup>4)</sup>	0.5 <sup>4)</sup>	1.0 <sup>4)</sup>	1.0 <sup>4)</sup>	4)																																																																																																																																																																																																																																													
費目	工種	種別	細別	規格	単位	数量	単価	金額	換算																																																																																																																																																																																																																																											
設計業務費																																																																																																																																																																																																																																																				
	直接費																																																																																																																																																																																																																																																			
		直接人件費																																																																																																																																																																																																																																																		
			設計計画（山腹工設計）																																																																																																																																																																																																																																																	
			現地調査（山腹工設計）		件																																																																																																																																																																																																																																															
			基本事項検討（山腹工設計）		#																																																																																																																																																																																																																																															
			施設設計等（山腹工設計）		#																																																																																																																																																																																																																																															
			設計説明書作成（山腹工設計）		#																																																																																																																																																																																																																																															
			打合せ協議		#																																																																																																																																																																																																																																															
		直接経費																																																																																																																																																																																																																																																		
			旅費交通費		式																																																																																																																																																																																																																																															
			電子成果品作成費		#																																																																																																																																																																																																																																															
	直接費 (繰上げ分)																																																																																																																																																																																																																																																			
		その他原価																																																																																																																																																																																																																																																		
	業務原価計																																																																																																																																																																																																																																																			
		一般管理費																																																																																																																																																																																																																																																		
業務価格計																																																																																																																																																																																																																																																				
		消費税相当額																																																																																																																																																																																																																																																		
設計費計																																																																																																																																																																																																																																																				

→ 改定